

2022年5月20日
横浜丸中青果株式会社

横浜市中心卸売市場条例第56条に基づき、以下の事項について公表致します。

1. 営業日及び営業時間

市長が定めた開場日及び時刻

2. 取扱品目

生鮮青果物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

3. 取扱物品の引渡しの方法

- ・出荷者 受託契約約款による
- ・買受人 別に合意がある場合を除き卸売場

4. 委託手数料その他の取扱物品の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

- ・出荷者 受託契約約款による
- ・買受人 契約の定めによる

5. 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び方法

- ・出荷者 受託物品は受託約款の定め、買付品は契約の定めによる
- ・買受人 条例第52条第1項の規定に基づき、契約の定めによる
支払日までの日数は、仲卸業者、売買参加者は売買の日から起算して、6日
目（日数においては休業日を除く）、相対取引事業者は契約の定めによる

6. 出荷者又は買受人に交付する奨励金の種類、内容及び額

- ・出荷者 種類：出荷奨励金
内容：当社の規程による
支払条件：当社の規程又は契約の定めによる
- ・買受人 種類：完納奨励金
内容：当社の規程による
支払条件：契約の定めによる